

赤道小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月策定

1 趣旨

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校に通学する児童生徒に対するいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにし、本校に通学する児童生徒が安心して生活し、学ぶことのできる環境を構築することを目的とする。

2 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。
そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。
(平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

上記の考えのもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

3 基本理念

本校は、児童生徒が安心且つ安全に生活及び学習することができる環境づくりのために、それぞれの責務を自覚し、主体的且つ相互に連携して、いじめの未然防止に学校組織として努める。

4 校内組織

いじめ対策推進法第22条に基づき、本校のいじめ防止等の対策のため、「校内いじめ対策委員会」を設置する。

5 指導及び支援

- (1) 本校は、子ども達がいじめをなくすために主体的に活動及び行動をとることができるよう、子どもに対する道徳的価値観及び道徳的実践力が身につく教育及び人権に関する教育を学校生活全般において行う。
- (2) 本校は、子ども達がより良い人間関係を構築できるよう、必要な取り組みを行う。
- (3) いじめ防止に関する具体的計画、実施要項、要項及びマニュアル等は、別に定める。

6 重大事態発生時の対応

- (1) いじめ防止対策推進法第28条に基づき、重大事態が発生した場合、速やかにうるま市教育委員会に電話による緊急連絡を行い、その後早急に緊急第一報を提出する。
- (2) 重大事態解決に至るまでには、綿密な連携を図り、事態収拾に最大限努め、必要に応じて教育委員会から助言を得る。
- (3) 重大事態収束後は、速やかに教育委員会に電話による連絡を行い、その後報告書を提出する。

7 懲戒権

- (1) いじめ防止対策推進法第25条に基づき、教育上必要と認める場合は、学校教育法第11条により、適切に懲戒を加えることができるが、懲戒を加える際には、事前に教育委員会に連絡し、懲戒を加える事案及びその内容について相談を行う。
- (2) 懲戒権の行使は、教育上必要と認めた場合、教育長が決定し行使する。

8 評価

いじめ防止に関する具体的な取組等について確実に評価を行う。

9 その他

本方針に定めるもののほか、必要な事項については、校長が別に定める。